

平成 29 年 12 月 20 日

都城市議会議長 荒神 稔 様

議会運営委員会委員長 江内谷 満義

### 都城市議会基本条例の検証結果について（報告）

都城市議会基本条例は、平成 25 年 4 月 1 日より施行されたところであります。同条例第 26 条で「見直し手続」として、議会運営委員会により条例の目的が達成されているかを検討し、その検討結果に基づいて条例の改正を含む適切な措置を講じるよう規定されています。

議会運営委員会では、当該規定に基づき、都城市議会基本条例及び同条例の施行に関し必要な事項を定めた都城市議会基本条例運用基準の検証作業を行ってまいりました。

検証作業は、都城市議会基本条例のそれぞれの項目についての実施状況等を把握し、課題及び見直し等の必要性、並びに、未実施項目の実施に向けての検討を行い、隨時、都城市議会基本条例及び運用基準の改正、及びそれに付随する会議規則等の改正も行ってまいりました。

また、今後の課題等についても抽出したところであります。

今般、検証作業が終了いたしましたので、検証作業の結果をまとめた別添の「都城市議会基本条例検証一覧表」をもって、議長に御報告いたします。

なお、「都城市議会基本条例検証一覧表」については、全議員に配付するとともに、市議会のホームページで市民にも公開する予定です。

都城市議会基本条例検証一覧表(平成29年)

議会基本条例		議会基本条例運用基準	実施状況等
第1条	(目的) この条例は、都城市議会(以下「議会」という。)の基本理念、基本方針、議員の活動原則、市民と議会の関係、議会と行政の関係その他議会に関する基本的事項を定めることにより、二元代表制の下での議会及び議員の役割を明らかにするとともに、議会がその機能を最大限に發揮し、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。		
第2条	(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住する者及び市内において就業又は就学する者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等をいう。 (2) 市長等 市長、その他市の執行機関をいう。		
第3条	(基本理念) 議会は、市政における最高の意思決定機関としての責任を自覚し、市民の代表として、その負託と信頼に応え、真の地方自治の実現を目指すものとする。		
第4条	(基本方針) 議会は、前条に定める基本理念に則り、次の各号に基づき活動しなければならない。 (1) 市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長等の市政運営状況を監視及び評価すること。 (2) 議会運営において公平性、公正性及び透明性を重視すること。 (3) 市民の多様な意見を把握するとともに、議員相互の自由な討議を尊重し、政策立案、政策提言等を行うこと。 (4) 市民に開かれた議会を目指して、情報の開示を推進するとともに、市民による議会活動への参加を促進すること。 (5) 地方自治を取り巻く情勢に的確に対応し、議会の活性化を図るため、議会改革を積極的に推進すること。		<p>※本会議、委員会等で、市政運営について監視及び評価を行っている。 ※一般質問等で、執行部の市政運営についてただしている。</p> <p>※すべての会議の原則公開を実施している。</p> <p>※請願等における参考人制度の活用、意見交換会、自由討議を実施。 ※平成27年12月定例会で、議員立法審議会を設置するよう議会基本条例及び会議規則の改正を行い、設置規程を定めた。</p> <p>※会議の原則公開、議会報告会の実施、参考人制度の活用などを行っている。 ※ホームページ、フェイスブック等で情報発信を実施。 ※平成29年3月定例会分よりインターネット録画配信を開始。</p> <p>※議会改革の一環として、政務活動費使途基準の見直しを行い、平成29年9月定例会で政務活動費の交付に関する条例の改正を行った。 ※本会議における動議等の定足数を見直し、出産を会議欠席の正当事由とし、議会の協議・調整の場における協議事項を明確にするため、平成29年9月定例会で会議規則の改正を行った。</p>
第5条	(最高規範性) この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。		<p>※議会基本条例施行後、その趣旨に基づき、委員会条例、傍聴規則等を改正した。 ※平成29年9月定例会で、基本条例の一部改正を行い、会派に所属しない議員も政務活動費の交付対象となることとした。</p> <p>【2 議会基本条例の研修】 議会基本条例の研修については、次のとおりとする。</p>

**都城市議会基本条例検証一覧表(平成29年)**

議会基本条例		議会基本条例運用基準	実施状況等
第5条		(1)一般選挙後初めての定例会の開会までに全議員を対象として開催するものとする。併せて関係条例等の研修も行うものとする。  (2)開催日、開催場所、開催内容等については議長が決定する。	※H26年2月13日、初議会最終日の閉会後に実施。
第6条	(議員の活動原則) 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。  (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。  (2) 市政全般の課題について、市民の多様な意見等を的確に把握し、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。  (3) 調査、研究、研修等を通じて、自己の資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を遂行し、市民の代表としてふさわしい活動をすること。  (4) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。	【3 自由討議】 (1)自由討議については、当面、委員会で行うものとする。	※「自由討議」を委員会において実施。
			※基本条例の趣旨に基づき、公的行事等の案内は全議員に行うよう市に申し入れた。 ※会期中の中学校卒業式と本会議、委員会が重ならないよう調整することとした。
			※議員個人としての各種研修への参加、会派による視察等を実施しているところもある。
第7条	(会派) 議員は、議会活動を円滑にするために、会派を結成することができる。  2 会派は、市政に関する主義及び主張を同じくする議員で構成し、活動する。  3 会派は、政策立案及び政策提言等のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。	【4 会派の構成要件】 会派は、2名以上の議員で結成されたものをいう。	※平成29年3月に議会基本条例運用基準を改正し、会派の構成員を2名以上とした。
			※委員会委員選出に関する要項により、2人会派及び会派無所属議員による交渉団体を認め、議運・特別委員会の選出単位とするなど、会派間の調整に努めている。
第8条	(市民参加及び市民との連携) 議会は、市民に対して議会の活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分果たさなければならない。	【5 市民への情報の公開】 市民に対する議会の活動に関する情報の公開は、次のとおりとする。  (1)市議会本会議をケーブルテレビ及び庁舎内のモニターで放送する。  (2)市議会だよりを作成し、市民等に配布する。市議会だよりの掲載事項については、次のとおりとする。 ①主な議案の議決結果 ②委員会の活動報告 ③一般質問の内容  (4)各議員の賛否状況(表決が分かれたものについてのみ掲載) ※賛否の意思表示の状況については、会議録の末尾に参考資料として一覧表を添付。  (5)その他広報広聴全般に関する事項  (3)市のホームページ内の市議会のページの充実に努める。ホームページに掲載する事項は、次のとおりとする。また、フェイスブックを開設し、ホームページにリンクさせる。フェイスブック掲載事項については、広報広聴委員会において決定する。	実施 ※平成29年3月定例会分よりインターネット録画配信を開始。  実施  実施  実施  実施  実施  実施  実施  実施  実施  実施

## 都城市議会基本条例検証一覧表(平成29年)

都城市議会基本条例検証一覧表(平成29年)

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等	
第8条	(2)市民から申し出があった場合、又は議員から申し出があった場合に、意見交換の場を設けるかどうか、広報広聴委員会に諮って、議長が決定する。ただし、常任委員会又は特別委員会所管の事項に係るものについては、議長が当該委員会に諮った上で、各委員会を派遣する。  (3)意見交換の場に派遣する議員は、広報広聴委員会に諮って、議長が決定する。  (4)派遣議員の互選により、代表者、記録者を置き、結果報告については、意見交換会終了後速やかに、代表者が議長に文書による報告書を提出する。  (5)意見交換の場で市民から出された意見・要望等の取り扱いについては、次のとおりとする。 ① 市政への陳情、要望等については、請願制度等による手続の助言を行う。 ② 執行部に関するものについては、担当課等を紹介するなどの助言を行う。 ③ 議会活動に関するものについては、傍聴手続や請願制度など、その場で回答できるものについては、回答するものとし、その他のものについては、今後の議会活動の参考にする旨を伝える。	実施  実施  実施  実施  実施  実施  実施	
第9条	(議会報告会) 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。	【9 議会報告会】 議会報告会については次のとおりとする。  (1)報告会は班単位で開催する。班の編成・構成等については以下のとおりとする。 ①班は正副議長を除く8人以内で構成し、4班編成とする。 ②班構成は、期別、所属委員会、会派等を考慮し、広報広聴委員会が決定する。 ③班に班長、司会、報告者、記録者、設営機材担当者を置き、構成員の互選により決定する。 ④市民等に対する答弁については、班長の整理の下、議会としての報告会であるという共通認識を持って、適切かつ丁寧に行うよう留意する。 ⑤開催時期・開催場所は広報広聴委員会において決定する。 ⑥報告会には議長又は副議長いずれかが出席し、開会あいさつを行う。  (2)報告会の内容については次のとおりとする。 ①議会の活動状況 ②議案の審議状況 ③市民との意見交換 ④その他必要と思われる事項	実施  実施  実施  実施  実施  実施  実施  実施  実施  実施  実施  実施  実施

## 都城市議会基本条例検証一覧表(平成29年)

議会基本条例		議会基本条例運用基準	実施状況等
第9条		(3) 報告会での配布資料は共通のものとする。  (4) 報告会の結果は、終了後速やかに班からの報告書を受け、委員長が議長に文書による報告書を提出する。  (5) 報告会で市民から出された意見・要望等の取り扱いについては、次のとおりとする。 ① 市政への陳情、要望等については、請願制度等による手続の助言を行う。 ② 執行部に関するものについては、担当課等を紹介するなどの助言を行う。 ③ 議会活動に関するものについては、傍聴手続や請願制度など、その場で回答できるものについては、回答するものとし、その他のものについては、今後の議会活動の参考にする旨を伝える。	実施  実施  実施  実施  実施
第10条	(災害時の議会の役割)  議会は、都城市及び周辺地域において、大規模な風水害、火山の噴火、大地震等の大規模な災害が発生した場合においては、市の災害対策を側面から支援し、市民の安全の確保と早期の復旧、復興に資するため、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するものとする。	【10 災害時の議会の役割】 都城市及び周辺地域において大規模な災害が発生したときは、議会は別に定める議員対応要項等に基づき行動するものとする。	*平成27年6月に議会基本条例に条文を追加。
第11条	(市長等との関係)  議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。  2 議会審議における議会と市長等との関係は、次に掲げるとおりとする。  (1) 議員は、一般質問を行う場合において、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式进行うことができる。  (2) 議長から本会議に出席を要請された市長等は、議長の許可を得て、議員の一般質問に対して反問することができる。	【11 一問一答方式】 本会議における一般質問は、一問一答方式进行うことができるものとする。  【12 反問権の行使】 反問権の行使については、次のとおりとする。  (1) 反問には、単に語句を聞き直す程度のもの他、議員の考え方を質したり、対案の提示を求める等の反論を含むものとする。  (2) 反問できる者は、元の質問に対して答弁すべき者に限るものとする。  (3) 議長は、反問の内容が不適切な場合において、注意をした後、反問を制止することができる。  (4) 質問者は、反問に対し答弁しなければならない。  【13 文書による質問】 市長等への文書による質問(以下「文書質問」という)に係る運用は、次の各号に定めるとおりとする。  (1) 文書質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書においてその趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。	実施  実施  実施  実施  実施  *適用例なし  *適用例なし  *適用例なし  *適用例なし

## 都城市議会基本条例検証一覧表(平成29年)

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等
第11条	<p>(2)文書質問は会期中においてのみできるものとする。</p> <p>(3)都城市情報公開条例第11条に規定する公開しないことができる公文書については、答弁の対象としない。</p> <p>(4)議長は、答弁書の提出を受けたときは、速やかに当該質問者に送付するものとする。</p> <p>(5)議長は、質問書及び答弁書について、その写しを議会事務局で保存させるとともに、全議員に配付するものとする。</p> <p>(6)質問書及びその答弁書の内容は、会議録、市議会ホームページ等で公開することとする。</p> <p>(7)議会は、文書質問に当たっては、執行部の職務に支障の生じることのないよう配慮するものとし、職務に支障を生じるような文書質問がなされた場合には、議会運営委員会においてその取り扱いを協議するものとする。</p> <p>(8)議長は、文書質問に関し、必要があると認めるときは、事前に執行部と協議し、合意を得た上で運用方法を見直すものとする。</p>	*適用例なし *適用例なし *適用例なし *適用例なし *適用例なし *適用例なし *適用例なし *適用例なし
第12条	<p>(市長による政策等の形成過程の説明) 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等(以下「政策等」という)を含む議案が提出されたときは、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたる予測効果及びコスト計算</p>	<p>【14 市長による政策等の形成過程の説明】 (1)議員が、説明を求めたい議案がある場合には、議長に対して、その理由を付して申し出ること。 (2)前項の規定により議長に申し出があった場合には、議会運営委員会に諮問し、同委員会の意見を参考に、その取り扱いについて決定するものとする。</p> <p>*適用例なし *適用例なし *適用例なし *適用例なし *適用例なし *適用例なし *適用例なし *適用例なし *適用例なし *適用例なし *適用例なし *適用例なし *適用例なし *適用例なし *適用例なし *適用例なし</p>
第13条	<p>(予算及び決算における政策説明) 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。</p> <p>2 議会は、当初予算について、予算編成の方針及び内容等について市長等から説明を受けるため、当初予算説明会を開催するものとする。</p>	実施 実施
第14条	<p>(議決事件の追加) 議会は、議会が市政における重要な計画等の決定に参加する観点と市長の政策執行上の必要性を比較衡量の上、積極的に地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議決事件の追加に努めるものとする。</p>	<p>【15 地方自治法第96条第2項の議決事件の追加】 議決事件については次のとおりとする。</p> <p>(1)追加したい計画、指針、提携又は協定等ある場合には、議長に対して、追加したい項目及び理由等を提出するものとする。既存の項目を変更する場合にも適用するものとする。 (2)前項の規定により議長に提出があった場合には、議会運営委員会に諮問し、同委員会の意見を参考に、その取り扱いについて決定するものとする。</p> <p>実施 ※平成28年7月に議決すべき事件を追加。 ・総合的かつ計画的な行政の運営を図るために基本構想の策定若しくは変更又は廃止 実施 実施</p>

都城市議会基本条例検証一覧表(平成29年)

議会基本条例		議会基本条例運用基準	実施状況等
第14条	2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例(平成21年都城市条例第2号)に定めるところによる。		
第15条	(自由討議) 議会は、言論の府であることを重んじ、議員相互間の自由討議の機会を保障しなければならない。  2 議員は、本会議、委員会その他の会議において、議員相互間の自由討議を行うことができる。	【3 自由討議】 自由討議については、次のとおりとする。 (1)自由討議については、当面、委員会で行うものとする。	一部実施(委員会のみ) 【効果】 ※執行部から、議員の考えを直に聴けて参考になったとの話もあり、議案に関する問題点等の情報の共有に寄与している。 ※自由討議の内容が、表決時の貴重な参考意見となる。  ※平成25年9月定例会から、委員会において実施
第16条	(議員立法審議会) 議会は、市政に関する課題や政策等について、必要があると認めるときは、当該課題の解決や政策実現のための条例制定を目的とした討議を行う場として、議員で構成する議員立法審議会を設置することができる。	【16 議員立法審議会】 議員立法審議会については、次のとおりとする。 議員による政策条例の制定については、都城市議員立法審議会設置規程にのっとって手続きを進めるものとする。	未実施 ※平成27年12月定例会で、政策討論会を議員立法審議会として設置するよう議会基本条例及び会議規則の改正を行い、設置規程を定めた。  ☆必要に応じて議員立法審議会を設置し手続きを行うこととする。
第17条	(委員会の活動) 委員会は、その専門性と特性を活かして社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ柔軟に対応するものとする。  2 委員会は、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を活用し、多様な意見を踏まえ審査の充実に努めるものとする。  3 委員会は、行政課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場を設けるよう努めるものとする。		実施  実施  実施
第18条	(政務活動費) 会派及び会派に所属しない議員は、調査研究及び政策提言等に資するため、政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。  2 政務活動費については、都城市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年都城市条例第298号)に定めるところによる。	【17 政務活動費】 政務活動費の執行状況等については、ホームページ上、議会事務局内及び情報公開コーナーで公開する。また、公開する内容は次のとおりとする。  (1)①収支報告書 ②事業実績報告書 ③備品一覧 ④出納簿 ⑤収入伝票及び支出伝票 ⑥領収書の写し ⑦視察・研修報告書  (2)政務活動費の使途基準の詳細については、別に定める。	実施 ※平成28年度分より領収書の写しについても、収支報告書及び実績報告書と同様ホームページ上で公開することとした。  実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 ※「政務活動費の手引き」により運用。
第19条	(議員研修の充実強化) 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図らなければならない。  2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、学識経験を有する者及び市民との議員研修会を開催するよう努めるものとする。	【18 議員研修の充実】 (1)議員研修は、必要に応じて実施する。  (2)議員研修の実施日、実施場所、実施方法等は、議会運営委員会において決定する。	※平成26年2月13日、初議会最終日の閉会後に実施。  適用例なし  未実施 ☆議員研修会を積極的に開催するよう努める。

## 都城市議会基本条例検証一覧表(平成29年)

**都城市議会基本条例検証一覧表(平成29年)**

議会基本条例		議会基本条例運用基準	実施状況等
第25条	2 議員が、議員報酬を改正する議案を提出するに当たっては、市民の客観的な意見を参考にするものとする。		※議員報酬については、市長の諮問機関である都城市特別職報酬等審議会に委ねる。
第26条	(見直し手続) 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。		※平成27年及び29年の議会開会中及び閉会中に、議会運営委員会において議会基本条例の検証作業を行い、検証結果の一部を条例・規則等の改正につなげた。  ☆今後も検証方法についての調査・研究を行いながら、必要に応じて、見直し手続きを行う。
	2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。	【22 基準の見直し】 この基準は、議会運営委員会において、適宜見直すものとする。	※平成27年及び29年の検証作業により、議会基本条例、運用基準等の見直し、改正を行った。
	3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。		実施
第27条	(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。	【1 楽旨】 この基準は、都城市議会基本条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。	※平成25年6月に都城市議会基本条例運用基準を制定後、平成28年、平成29年中も随時見直しを行っている。

※議会基本条例及び議会基本条例運用基準、実施状況等については、平成29年11月時点のもの。